同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条、同令附則第九条第三項において準用する同令第六条第一項第四号、同令附則第十七条において準用する農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第四十二条第三項並びに同令附則第二十四条の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　**裕**

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「以下」を「平成九年政令第八号。以下」に改める。

第五条の二の見出しを「（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る」に改め、「旨」の下に「（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）」を加える。

第五条の三第二号中「同じ。）」の下に「（清算組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の三又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十二条第五項若しくは同法第百条第五項において準用する同法第七十七条において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十五条（第三号を除く。）の規定により清算する信用農水産業協同組合連合会をいう。次号及び次条第四号において同じ。）を除く。）」を加え、同号イ中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」及び「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同号ロ中「ない場合にあっては」の下に「、」を加え、「第十二条の二第一項第一号に規定する合併総会の日（法第九条の二第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合にあっては、同項の経営管理委員会の日）の二週間前の」を「第十二条の二第一項第二号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改める。

第五条の三中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　信用農水産業協同組合連合会（清算組合に限る。）が農業協同組合法第七十二条第一項又は水産業協同組合法第九十二条第五項若しくは同法第百条第五項において準用する同法第七十五条第一項の規定により作成した貸借対照表

第五条の四第三号ロ中「第十二条の二第一項第二号に規定する合併総会の日の二週間前の」を「第十二条の二第一項第一号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同条第四号中「について」を「（清算組合を除く。）について」に改め、同号イ中「信用農水産業協同組合」を「信用農水産業協同組合連合会」に改める。

第六条第一項第二号中「経ないで」を「受けないで」に改める。

本則に次の一条を加える。

（委任規定）

第十二条　この命令に定めるもののほか、この命令の実施に関し必要な事項は、農林水産大臣及び金融庁長官が定める。

附則に次の十四条を加える。

（特定承継会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第二十九条　農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の規定により特定承継会社（同項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）を子会社（農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　農林中央金庫に関する次に掲げる書面

イ　最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三　農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下この号並びに次項第四号及び第六号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ　農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第四号において同じ。）の見込みを記載した書面

四　当該認可に係る会社に関する次に掲げる書面

イ　定款

ロ　会社の登記事項証明書

ハ　創立総会の議事録（会社法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面）（当該会社が株式移転により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面）その他必要な手続があったことを証する書面

ニ　事業開始後三事業年度における収支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

ホ　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）の履歴書

ヘ　会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ト　会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

チ　営業所の位置を記載した書面

リ　最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書面

ヌ　特定業務（法附則第二十七条第二号に規定する特定業務をいう。次項において同じ。）に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

五　当該認可に係る会社が子会社等（法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（以下この条及び附則第三十五条において「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。ホを除き、以下この号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

イ　当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　当該子会社等の業務の内容を記載した書面

ハ　当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

ホ　当該認可に係る会社の事業開始後三事業年度における当該会社及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次項第十号において同じ。）の収支及び連結自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面